

# NEWS

吉村敏男  
後援会  
ニュース

Vol.7

吉村敏男後援会事務所

〒820-008 嘉穂郡穂波町若菜52-1 Tel.0948(23)1210  
<http://homepage3.nifty.com/toshio-y/>

## 風を通そう!



嘉穂郡山田市選出  
県議会議員

### 私は環境保全に全力を注ぎます

12月議会で提案された「福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」は、県内で多発する産業廃棄物（以下、産廃）問題解決のための罰則の明記など、一定評価できる内容となっています。しかし、どんなに立派な条例を制定しても、それが「画餅」になっては意味がありません。適用する側の「厳格・迅速な対応」や「強い指導力」が求められています。

一方、2月議会で私は、筑穂町の産廃処分場問題について質問。①倒産した処理業者の維持管理委託および施設承継②地裁が実施した産廃処分場の証拠保全に対する県の指導内容一などについて、県の不誠実な対応に爆発寸前にある住民の不信感を背景に「県産廃行政の信頼回復」という視点、「なぜ、県民の安全や環境保全の願いを無視し、事業者寄りと感じられる行動をするのか」との思いを込めて、知事の見解をただしました。知事の苦渋の答弁を聞きながら、県の廃棄物行政を、より県民の側に引き戻す重要性を痛感し、その決意を新たにしています。

### 私は県民の地域医療を守ります

また、県立病院問題について知事は「県内6カ所で開催したシンポジウムの意見を踏まえて、改革計画を策定する」と答弁し、県民の意見を改革計画に反映させる姿勢を初めて示しました。

### 私は新福岡空港建設に反対します

このほか、民主党県議団がこの間、「最初に建設ありき」の議論に一貫して反対してきた「新福岡空港建設問題」について、知事は、その姿勢を「白紙撤回」へと大幅に後退させています。私は、今後も不要・不急の公共工事の代表である新福岡空港の建設に反対します。

# 吉村敏男 よしむらとしお

## 安心で安全な暮らしを取り戻すために



Q:吉村敏男 質問  
A:麻生 渡知事 答弁  
A:環境部長 答弁

### 「福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」について

1991年1月1日に施行された「紛争予防条例」は、この間、産廃処理施設の設置に関して、設置者と周辺住民との紛争予防、住民意思の反映という点では一定の役割を果たしてきました。しかし、この条例は産廃処理施設の設置にのみ目的を限定し、罰則規定もないことから、不法投棄や目的外処理などの違法処分については、極めて限定された効果しかありませんでした。

今回提案された条例は、産廃の排出事業者や処理業者、処分場の土地の所有者の講すべき措置や罰則を明記するなど、かなり踏み込んだ内容となっており、産廃をめぐる問題を積極的に解決しようとする、知事の決意の表れとして素直に評価するものです。そこで質問します。

**Q1** 1999年に死亡事故が発生した筑紫野市の産廃処分場問題で、先日、知事が「大変遺憾なことで深く反省したい」と陳謝され、「安定5品目以外の廃棄物は、撤去を含め改善措置をとらせる。許可更新についても厳正に判断したい」との報道がありました。しかし、筑穂町をはじめとした産廃処分場をめぐる問題で、地元自治体や住民からお聞きするのは「県の対応は事業者寄りだ」という強い不満です。県下の産廃処分場について、どのような認識をお持ちなのかお聞かせください。

**Q2** 県民の県政に対する信頼の基本は、県民を擁護する県の姿勢にあると思います。確かに、現在の法・条例の不備や現場職員の苦労も承知しています。しかし、県民が県の廃棄物行政を信頼するには、やはり、法律や条例違反に対する厳格で迅速な対応と問題解決に向けた強い指導力、県民や住民団体の意見に耳を傾け、情報を可能な限り公開することが必要だと思います。この条例の活用と県の信頼回復についてどのように取り組まれるのか、知事の決意をお示しください。

**Q3** 悪質な違反をし、本条例に基づく罰則が適用された許可業者が、罰金の支払いだけで業が続行できる事態は、県民から見れば納得できるものではありません。違反事業者に対する業の許可について、どのように考えておられるのかお聞かせください。



**Q4** 本条例の第14条では、利害関係者への施設公開について規定しています。私も周辺住民が、自らの目で産廃処分場の実態を確認することは重要なことだと思いますが、それが事業者の努力規定とされています。また第10条では、2004年1月以降は3,000m<sup>2</sup>未満の最終処分場について、地下水の水質検査の実施を求めていますがこれも努力義務となっています。この条文の実効性について、どのように確保されるのか見解をお示しください。

**A1** 県内の産廃最終処分場については、硫化水素や汚濁水が発生する事例があり、周辺住民の不信や不安が高まり、地域によっては紛争が生じています。これまで監視指導課の設置や警察官の配置など、監視体制の強化を図ってきたところですが、今回、産廃の不適正処理を防止し県民の信頼を高める観点から本条例を提案しています。この条例の的確な施行を行っていきたいと考えています。

**A2** 1990年に制定した「紛争予防条例」や「廃棄物処理法」と併せ、本条例を厳正に運用し、不法投棄・不法処理など産廃問題の解決に努め、県民の信頼回復に全力をあげます。

**A3** 本条例には、許可業者が立ち入り拒否や虚偽の報告をした場合に罰則を適用する旨規定しています。また、許可取り消しや停止命令については、廃棄物処理法でどのような場合に適用するか具体的に規定されています。従って、許可そのものについては、これらの法規に照らし厳正に対処します。

**A4** 産廃処理施設に対する住民の不安を解消し信頼を高めるため、今回、新たに施設の公開や一定規模未満の最終処分場に対する水質検査が必要と判断し規定を設けました。今後、関係事業者に対し条例趣旨の徹底を図り、協力要請のほか、必要に応じ相当強い行政指導を行い実効性を確保します。

### 筑穂町大野地区の産廃処分場問題について

この処分場周辺では、昨年から基準値を約90倍も上回る硫化水素が検出されるなどの環境問題が発生し、2002年3月に実施された県の掘削調査で、安定5品目以外の木くずなどが基準値以上含まれていることが判明しました。県の改善命令により、木くずなどの撤去が行われ、同年7月に産廃の搬入が再開されました。しかし、筑穂町が民間シンクタンクに依頼し、ダイオキシン類を含む環境調査を実施した結果、処分場周辺の民家の井戸水など3カ所では環境基準の1.5倍のダイオキシン、処分場そばの浸出水からは水道水質基準の33倍ものウランが検出されました。同年10月7日の地元住民に対する報告会でも、出席者から多くの不安の声があがっていました。そこで質問します。

**Q1** 県は10月17日・22日、同処分場周辺でダイオキシン類の調査を実施していますが、県の後追いの対応が、結果的には廃棄物行政に対する不信を増幅させています。なぜ、素早い対応ができなかったのか、県の調査結果はいつ明らかになるのかお答えください。

**Q2** 筑穂町の調査では、地下水から基準を上回るダイオキシン類が検出され、処分場との関係を強く疑わせる結果が出ています。県の調査でも同様の結果ができる可能性が高いと思いますが、その場合、処分場との因果関係をどう考えられるのか見解をお示しください。

**Q3** 徹底した調査をせず、産廃の搬入許可を与えたことで、地元住民は県に対する不信感を持っています。こうした事態や県民の安全確保について、どのように考えておられるのかお答えください。

**A** 筑穂町の処分場については、浸透水の水質や埋め立て物の改善を確認したことから、7月に廃棄物の搬入を認めたところです。その後、水質などの報道がなされ、住民の不安を払拭することが緊要と判断し、県としては、周辺民家6カ所の井戸水調査を行い、その結果は近日中に明らかになる予定です。その結果を踏まえ対応を検討したいと考えます。(県は2002年12月16日付で「環境基準や規制基準を超える有害物質は出なかつた」と調査結果を通知しています)



県の立入り調査・2002.12.27

### ダイオキシン対策について

ダイオキシン類の排出削減を目指す「ダイオキシン類対策特別措置法」が、2000年1月1日に施行され、翌年1月からは、対象となるすべての施設でダイオキシン濃度の基準が適用されることになりました。また、今月1日からは、焼却施設から出る排ガスに含まれるダイオキシン濃度の規制も大幅に強化されました。私は2001年9月議会の一般質問で、残された最大の課題はダイオキシンがほとんど希釈されずに周辺に流れ込む、小型焼却炉であることを指摘しました。これらの小型焼却炉も12月1日からは、焼却設備の構造に適合したものでないと使用できなくなっています。そこで質問します。

**Q1** これらの小型焼却炉が県内に何基あり、県の指導の実態はどうなっているのかお答えください。

**A1** 1時間あたりの焼却能力が50kg以上200kg未満の小型焼却炉については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出施設581施設のうち、282施設がすでに廃止され、現在の施設数は299施設となっています。これらの設置者に対しては、文書や立ち入り検査等により12月からの新基準について周知し指導を行ってきました。基準に適合しない施設については、法に照らし適切に指導したと考えます。

**Q2** 前回も大阪府能勢町のごみ焼却炉解体工事における作業員のダイオキシン被害を示して、解体する焼却施設の指導について質問しましたが、いよいよ新基準に適合できない焼却施設の解体と、それに伴うダイオキシン対策が現実味を帯びてくることになりました。一般廃棄物焼却施設や小型焼却炉の、県内における解体計画の実態把握について、現状と見通しをお答えください。

**Q3** ダイオキシン対策法は、対象となる施設に対して、年1回以上の排出ガスの自主測定と報告を義務付け、焼却施設の排ガス浄化装置にたまつた煤塵と焼却灰についても、年1回以上の調査を義務付けています。埋め立てを認められる焼却灰等の新基準の適用も12月1日からとなっており、これらの測定結果の公表は県民にとって重大なことです。これらの現状について答弁をお願いします。

**A2** 施設解体については、安全確保のため2001年4月に厚生労働省が策定した対策要綱に基づき、現在、施設設置者でその方策の検討が行われています。県としては、引き続き要綱の周知を図り、適切な取り扱いを指導していきます。

**A3** 県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年度、事業者による自主測定結果を公表しております。今年度は8月に公表ましたが、昨年度と比較して、実施状況に大きな改善は見られませんでした。よって、今年度からは、未測定事業者も含めた実施状況について情報提供し自主測定の促進を図っています。

## 安心で安全な暮らしを取り戻すために

Q:吉村敏男 質問  
A:麻生 渡知事 答弁  
A:環境部長 答弁



### 筑穂町大野地区の産廃処分場問題について

12月議会に引き続き質問します。

昨年、この産廃処分場周辺で筑穂町が実施した調査では、処分場周辺の民家の井戸水など3カ所で、環境基準の1.5倍のダイオキシン、処分場そばの浸出水からは、水道水基準の33倍ものウランが検出されました。

一方、同年10月の県の調査では「基準値を超える有害物質は検出されなかった」として産廃搬入が続けられました。現在では、処分業の許可を受けた業者の倒産により、産廃の搬入が停止状態となっています。筑穂町や地元住民団体の間では、この間の不誠実な県の対応に対し、県が行う産廃行政への不信感が渦巻いています。

「県紛争予防条例」や昨年制定された「産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」は、県民が理解できる方法で適用されなければ意味がありません。こうした視点に立ち、以下の点について質問します。

**Q1** この産廃処分場の許可業者は、2002年9月と11月に不渡りを出し、銀行取引の停止処分を受けています。これは倒産した状態と考えられますが、事業実態がない会社が、産廃処分業の許可を持たない会社に、維持管理の委託ができるのかお答えください。

**Q2** この産廃処分場の許可業者と筑穂町大野地区は、1997年7月に公害防止協定を締結していますが、その第7条に「事業者としての一切の権利義務を第三者に譲渡しないこと」と規定されています。しかし、県はこの公害防止協定を単なる「紳士協定」と判断し、2002年12月26日に施設の承継を許可されています。たとえ「紳士協定」であっても、無用な紛争を防止する目的で締結された本協定は、県紛争予防条例の精神と目的を具備したものと考えるべきだと思いますが、今回の承継の許可について、知事はどうのように判断されたのかお答えください。

また、地元住民団体から知事あてに1月23日付で、承継の許可の取り消しを求める文書が出されていますが、どのように対応されるのかも併せてお答えください。

**Q3** 今回の施設の承継で、地元住民や筑穂町は、当該許可業者の事実上の倒産を受けて「自動的に廃棄物処分業の許可も消滅するのではないか」とし、その確認を再三求めてきました。しかし、県は「2回の不渡りを出したが、倒産ということではない」と判断を示されています。また、その時に初めて、当該産廃処分場の施設の承継の許可申請が、「2002年9月4日、県に出されていた」とことを明らかにし、12月26日に施設の承継を許可されました。これだけ地元が大きな関心を持ち、幾度となく県と話し合いをしているのに「なぜ、筑穂町にさえ連絡しないのか」「不渡りを出した許可業者の営業実態を無理やり認識しようとしているのではないか」という不信が関係者には渦巻いています。これらの県の廃棄物行政に対する不信や不満について、知事はどうのように考えておられるのかお答えください。

**Q4** 県紛争予防条例は、産廃処理施設の設置に際し、産廃処理施設設置者と周辺住民との紛争を予防するために必要な手続きを定めていますが、処分場施設の承継については、適用されることになっています。条例制定時に想定されなかった新たな事態に対応するため、条例を改正強化する必要があるのではないかと思いますが、知事の見解をお示しください。

**Q5** 現状で紛争予防条例の適用はできなくても、こうした想定外の事態には、承継に至る経過の地元説明会ぐらいは最低必要ではないかと思いますが、環境部長のお考えをお聞かせください。

**A1** 事業実体の有無については、銀行取引停止処分を受けたことだけをもって判断するのではなく、再建計画の実効性、操業の状況や代表者の所在など、一定期間の状況を総合的に確認することが必要です。施設の承継許可までの間は、事業の実態がないと判断してはいけません。また、作業委託については、廃棄物処理の一部を委託しているものであり、必ずしも処分業の許可は必要ではありません。

**A2** 当該施設については、法に基づく適正な審査を行い、12月末に許可を行いました。産廃施設の譲り受けの許可および取り消しについては、廃棄物処理法で規定されており、地元自治体からの申し入れの趣旨は承知しています。法に照らし、厳正に対処しているところです。また、ご指摘があった地元住民と事業者の間の公害防止協定は、紛争予防条例に基づく協定にはなっておりませんが、当事者間で十分尊重されるべきものと考えます。

**A3** 県の廃棄物行政に対して根底にある県民の不信、不安感を払拭することは、ご指摘のとおり非常に重要であり、集中して努力しなければならないと考えています。今後は、不適正処理防止条例、紛争予防条例、改正廃棄物処理法の適切な運用を行い、また、住民の不信を真剣に受け止め、関係市町村との協議や情報交換等を行ない、事態に対処していく考えです。

**A4** 紛争予防条例については1990年に制定され、これまで158の施設が対象になり、一定の効果が表れているものと評価しています。本条例の改正については、不適正処理防止条例の施行や改正廃棄物処理法の内容を踏まえて検討したいと考えます。

**A5** 今回の施設の承継許可に関しては、紛争予防条例の対象ではありませんが、説明会の開催を否定しているものではありません。設置者が必要に応じ説明会を開催し、地元の理解を得ることは大切であり、指導していく考えです。今後もこのような状況を含め、地元市町村との意見交換や情報交換を行っていきます。

**Q6** 地元住民が「損害賠償請求」や「操業差し止め訴訟」を視野に入れて、有害物質の存在を明らかにするための証拠保全を申し立てたことにより、福岡地裁飯塚支部は今月10日、検証を行いました。しかし処分場を訪れた裁判官や申立人代理人は、処分場内の水と土壤を採取しただけで、掘削作業は業者側の強い拒否によって実施できませんでした。申立人代理人の弁護士によると、業者側が「県がゴミにはさわるなと言った」ということでした。地元住民の疑問や不安を解消するため、むしろ、こうした機会をとらえて「何も問題ない」ということを明らかにすることこそが、県に求められている対応だと考えますが、知事の見解をお聞かせください。



処分場内に搬入される産廃・2002.12.21

**Q7** 大野地区の産廃処分場の承継を受けた事業者は、2002年12月27日付で、産廃処分業の許可申請を知事に出されていますが、筑穂町や地元住民団体は1月23日付で知事に対し、処分業の許可を出さないよう要望書を提出しています。許可の見通しについてお答えください。

**Q8** 住民の要請を受け筑穂町が実施した環境調査で、基準を上回るダイオキシンなどが検出されたため、県も10月に環境調査を実施しました。その結果は町の調査とは正反対に「基準値を超える有害物質は検出されなかった」というものでした。誤差の範囲内なのか、どちらかがし意なのか。少なくとも、なぜ違った結果が出たのか検証が必要だと思いますが、この調査結果に対する見解も含め、環境部長の答弁をお願いします。

### 穂波町の産廃中間処理施設の許可更新について

この施設は汚泥等を発酵させ、牛糞を混ぜて再発酵させて肥料を作る過程で強烈な臭いが発生し、地元の要請により事業者に対する指導が行われていますが、今まで改善がなされていません。現場は、野積みにされた肥料が雨で低地にたまり、その水がポンプで側溝に排出され、農業用溜池に流れ込み、溜池の底は真っ黒に変色しています。この処理業者の許可期限は2003年3月3日までとなっていますが、許可の更新については知事あてに、穂波町長から町や処理施設周辺の住民の意見を十分聞くよう要望書が出されています。そこで質問します。

**Q9** 許可更新については、どのように対応されているのか環境部長の答弁をお願いします。

**A6** 県としては処分業の許可を持たない業者が産廃を搬入していると受け取られかねない、「形状の変更」等の行為を行わないよう指導しているところですが、ご指摘にあった今回の証拠保全措置について、掘削調査の拒否を県が指導したものではありません。産廃施設に対する不安を解消することは大切であり、操業の信頼性を高める必要もあり、この方向へ向けた努力を重ねたいと考えています。

**A7** 問題となっている処分業者の処分業の許可については、廃棄物処理法に要件が具体的に規定されており、地元自治体からの申し入れの趣旨は承知しています。同法に基づき厳正に審査します。

**A8** 県と町の調査結果については、県の結果を町に説明するとともに、町の調査結果の資料提出を受け、現在、県の機関でその内容を整理しております。今後、町が依頼した調査機関と早急に意見交換をしたいと考えています。

### 県立病院問題について

県立病院については2002年9月18日、県行革審が「民間移譲・公設民営」の答申を提出しました。しかし、この間、地域医療の質の低下を危惧し、県立病院の存続を求める切実な声が多く寄せられ、その結果、昨年の9月議会で知事は「おおむね1年後をめどに病院改革計画を策定したい」として、改革計画策定の延期を明らかにされました。その後、県立病院が立地する5つの地域でシンポジウムが開催され、2月23日には締めくくりのシンポジウムが開催されることになっています。これらのシンポジウムの開催は、知事が、県立病院改革計画の策定については、最初に「民営化ありき」ではなく「県民の立場に立った医療サービスの提供」という、原点に立ち戻って検討する決意を示されたものと思います。そこで質問します。

**Q10** これらのシンポジウムを通じ、県立病院問題に対する県民の声をどのように受け止めておられるのかお答えください。また、その声を病院再生にどのように生かされるのかお答えください。



**A1** 5地域でのシンポジウムでは、多様なご意見をいただきました。全県レベルでのシンポジウムでは、より広い視点で医療行政と県立病院の改革についてのご意見をいただくことにしています。このような意見を踏まえまして、県立病院改革の必要性をご理解をいただけるよう努力とともに、病院改革の検討を進め、地域医療の確保などの課題と対応策をよく整理し、改革計画を策定したいと考えます。

**Q11** 県行革審第1次答申以来、1年3カ月が経過しました。この時間の経過の中でもっと大切なことは、今秋の県立病院改革計画の策定を待って改革に取り組むのではなく、当面の取り組みとして改革・改善を実施することだと考えますが、2001年11月以降の病院改革の内容と成果について具体的にお答え下さい。

**A2** 経営改善については、ご指摘のとおり、病院改革の方向付けと平行して積極的に取り組んでいます。最近の取り組みとしては、在院日数を短縮し入院単価のアップに努め、病床利用率の低い病棟を再編し、今年度33人の職員定数削減を行ったところです。これらにより一定の成果は得られていますが、医業収支は依然として厳しいのが現状です。

## 街頭報告500回を突破

初当選した4年前、皆さんとお約束した街頭での「県議会活動報告」も、1999年6月議会での第1回報告から数えて、今2月議会報告で「500回」を突破しました。

私は、皆さんの声を県議会へ反映させ、県政をより身近に感じていただくために、今後もこの街頭報告を継続する決意です。



100  
2000.4.16  
3月県議会報告



200  
2000.12.23  
12月県議会報告



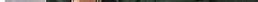
300  
2001.10.18  
9月県議会報告



400  
2002.7.9  
6月県議会報告



500  
2003.2.28  
2月県議会報告



## 穂波町立高田小学校の新校舎竣工式であいさつ



完成した新校舎



## 県議会活動報告会に850人が参加

昨年11月28日、850人を超える支持者の皆さんにお集まりいただき、第4回県議会活動報告会を開催しました。当日は「新福岡空港建設」「県立病院」「市町村合併」「環境保全」「雇用対策」など、当面する県政の重要課題、それに対する県の方針や私の考え方などを中心にその思いを報告しました。今後も環境・福祉・教育・財政など、県政の多様な課題について、もっともっと勉強し、県民の視点に立った政策の実現のため活動を強化し、その行動内容のすべてを情報発信したいと考えています。



風を通そう!



吉  
村  
敏  
男

PHOTO GRAFFITI



## ホームページ開設しました

<http://homepage3.nifty.com/toshi-y/>

吉村敏男後援会事務所

〒820-0082 嘉穂郡穂波町若菜52-1  
Tel.0948(23)1210 Fax.0948(25)6071